

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る対応について

1 促進区域の指定基準（再エネ海域利用法第 8 条第 1 項）

①自然的条件（風況、水深等）の適切性、出力の量の見込み	気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（1号）
②航路等への支障	当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であると認められること（2号）
③基地港湾の有無	発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（3号）
④系統確保の見込み	発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（4号）
⑤漁業への支障	発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（5号）
⑥他の法律における海域及び水域との重複	漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（6号）

2 本県が想定する有望な促進区域の候補地

村上市・胎内市沖について、以下の状況から、本県が想定する有望な区域として国に情報提供（平成 31 年 4 月現在）

(1) 自然的条件（風況、水深等）の適切性、出力の量の見込み

新潟県沖洋上風力発電ポテンシャル調査結果（平成 28 年）において、着床式洋上風力発電の目安（年平均風速 6.5m/s 以上、水深 30m 以下）に該当するエリアが広範囲に存在することを確認。

複数の事業者が洋上風力発電を検討しているとの情報もあり、相当程度の出力が見込まれる。

(2) 地元市町村の検討状況や利害関係者との調整状況

村上市及び胎内市の洋上風力発電の導入に係る検討状況は以下のとおりでありことから、協議会（再エネ海域利用法第 9 条第 1 項）の設置が可能と考えられる。

【村上市の状況】

岩船沖エリアにおける洋上風力発電導入について、利害関係者等による研究会を平成 26 年に設置し検討を開始、その後「村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会」を設置し、平成 26 年から平成 30 年までの間に発電事業者の計画についての検討実績あり。

【胎内市の状況】

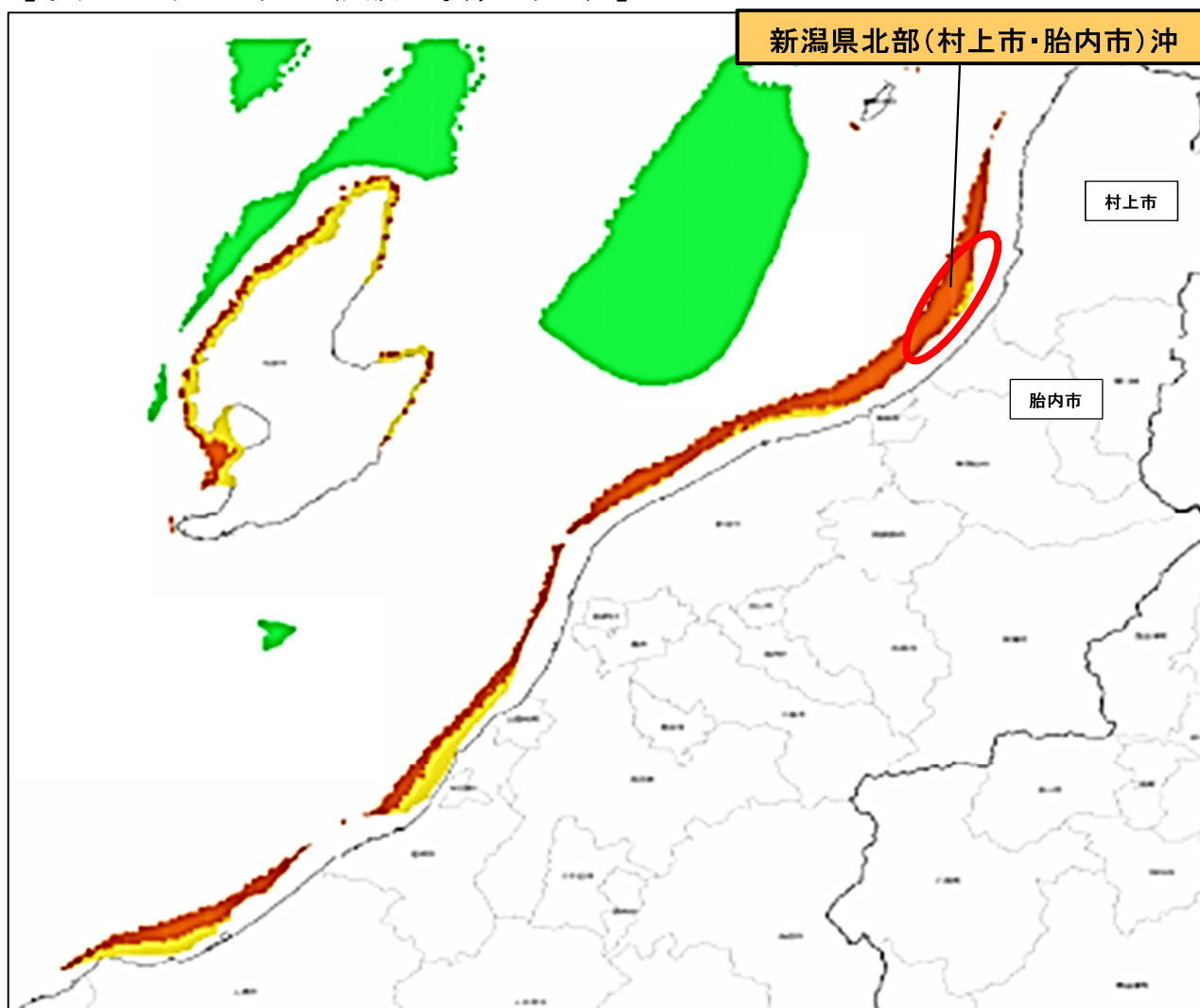
市の洋上風力発電導入に向けた取組について利害関係者等に説明を開始しており、今後、洋上風力発電研究会の設置を予定。

3 研究会地域部会の設置

村上市・胎内市沖については、国の再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の動向に応じて、先行して研究会地域部会の設置を検討

新潟県沖洋上風力発電ポテンシャル調査結果（平成 28 年）

【ポテンシャルマップ（風況・水深マップ）】



【洋上風力発電の目安に該当する海域の面積と発電賦存量】

種類	目安	主な該当海域	該当海域	面積	発電賦存量
着床式	年平均風速 6.5m/s 以上 水深 30m 以下	新潟市北東、柏崎市 北東、上越市南西、 大佐渡の沿岸	黄色	223 km ²	6,132GWh
	年平均風速 6.5m/s 以上 水深 30m 超 50m 以下	上中下越、大佐渡の 沿岸	橙色	392 km ²	10,480GWh
				615 km ²	16,612GWh
浮体式	年平均風速 8.0m/s 以上 水深 50m 超 200m 以下	佐渡と粟島の間 大佐渡の沖合い	緑色	1,379 km ²	52,261GWh
合計				1,994 km ²	68,873GWh

※1 洋上風力発電事業が成立しうる基本的な条件として、本県が既往調査結果等を参考に設定したもの。

※2 発電賦存量は、大型風車（8MW）で発電した場合の年間発電量。漁業権等の各種制約の考慮なし